

竹原市景観計画(素案)への意見及び対応方針

	該当箇所	委員意見	対応方針	
1	計画全体	文末の「ですます調」を「である調(～する)」としてはどうか。例えば、取り組みます→取り組む、創出します→創出する	一般的に「ですます調」は柔らかい雰囲気、「である調」は厳しく引き締まった雰囲気となります。本計画は市民・事業者・行政等の指針及び協働の景観づくりを目的として作成しており、誰にとっても親しみやすいよう「ですます調」としています。	現案のまま
2	第2章 竹原市の景観特性(4～11ページ)	この章では、竹原市がどのような景観特性を持っているかを示すことが重要ですので、図示された「点」「線」「面」を一つ一つリストアップして、どのような特性を持っているのかを本章の中で記述しておく方がよいと思います。(文章量的に難しければ、巻末に一覧表を付すことも考えられます)。	ご指摘を踏まえ、5ページに「2)景観の形状」として面的景観、線の景観、点的景観の特徴を追加します。また、図面に示す景観資源について「点」「線」「面」でリストアップを行い、巻末に参考資料として追加します。	記載追加
3	自然的景観の特性 「竹原市自然的景観図」(7ページ)	竹原市の自然的景観は「瀬戸内海」と「緑の山々」に囲まれていることが特徴だと考えます。他方、「竹原市自然的景観図」を見ると「山々や自然歩道の景観」「海岸・多島美の景観」を表す斜線部分が殆どなく、違和感を感じます。 例えば、 ●朝日山を臨む景観であれば、朝日山を中心として景観上重要な木々や地形を、 ●ハチの干潟の景観であれば、ハチ岩とその周辺の干潟を、 ●賀茂川の源流であれば、賀茂川の源流と言われるすり鉢状の地形と源流部独自の生態系が形成されている範囲を、 ●賀茂川と石垣、ホテルであれば、石垣とホテルの生態系が維持されている河川、草地の範囲を、 というように斜線部分を設定するのが適当と考えます。 また、「田園景観」がぶどう畑以外示されていませんが、他にもあるように思います。 ここは、それぞれの景観をよく知る方々の意見を調べ、図に反映する必要があると考えます。図全体が与える印象が良くないと思われる。 竹原市は自然、歴史を資源とした観光が重要な産業です。図からは「自然、歴史の観光資源が豊富にある」という感じを受けません。これを広く公開することは、竹原市の観光産業にも大きなダメージを与える可能性があります。	6ページ、8ページ、10ページの景観図は、市の観光マップや関連計画(都市計画マスタープラン、歴史的風致維持向上計画など)、現地調査等をもとに景観資源を抽出して記載しています。 記載が不足している部分については、市民アンケート調査や景観づくり勉強会での意見等を踏まえて資源を追加します。 ハチの干潟や賀茂川など、線や面的な資源については、図の修正を行います。 田園景観については、吉名のじゃやがいも畑や北部、東野、仁賀等の田園風景を追加します。 ご指摘の朝日山や瀬戸内海を望む景観は、その範囲を斜線で示すのは範囲設定が難しいこと、また、その他の景観資源が見えにくくなることから、それぞれの視点場からの“眺望”の矢印で示す記載としています。	図面修正
				現案のまま

	該当箇所	委員意見	対応方針	
4	自然的景観の特性 「竹原市自然的景観図」 (7ページ)	2018年7月の西日本豪雨災害時に下野町大井の天池の水位が上昇し、海の干満時にホテイアオイはすべて海に流されてしまい、現在は1株も残っていませんのでホテイアオイの文字は削除されては如何ですか。	資源図のホテイアオイの記載は削除します。	図面修正
5	歴史・文化的景観の特性 「竹原市歴史・文化的景観図」 (9ページ)	「伝統行事・祭の景観」のうち、町ぐるみで行う行事について、図上で「点」で表現するのは良くないと思います。 忠海祇園祭は忠海地区全体が祭りの会場だと思いますし、二窓神明さん、竹原住吉まつりも地区全体が祭りの雰囲気包まれます（他の祭りも同様では？）。	ご指摘の通り、伝統行事や祭は地区全体が舞台となって行事・祭の景観を形成していると考えています。しかし、範囲については人によって捉え方が多岐にわたり区域設定が曖昧になるため、今回は中心となる会場を示す記載としています	現案のまま
		祭りは、メイン会場だけが「景観」ではなく、祭りに参加したり準備作業をする人々、建物、場所が「祭り」という非日常空間を生み出す装置です。メイン会場を点で表現することはあっても、祭りの景観は、斜線などの面で表現するのが適切だと考えます。		
		「史跡・天然記念物の景観」のうち、神社については面として考えるケースがあると思います。神社の由来やご神体に詳しいわけではありませんが、日本の神社は山林をご神体とする場合が少なくありません。 ●特に「磯宮八幡神社」がある場所は、海と山に由来している可能性があります。その場合、神社だけでなく、その背後の山林を含めて考える必要があります（この時点で、景観は点から面になると思います）。 ●これに似たものが忠海開発八幡神社、また床浦神社は海や海岸線と関連しながら景観を形成していると思います。他の神社についても調べてみてください。 ●同分類で、宿根の大桜は、背後の山林や周りの空き地、小さな桜、大桜が見える場所も含めて景観と考える方がよいと思います。	神社等はその周囲の山林や海と一体的な景観を形成していると考えていますが、「歴史・文化的景観図」では山林や海は神社等の背景として捉え、図面には記載していません。	
	大久野島も、島全体が景観を示す斜線で表現されるのがよいと思います。 「スナメリクジラ回遊海面」は「自然的景観図」に入るように思います。 竹原西小付近の斜線部分が何を表しているのか分かりません。	大久野島につきましては、島全体を斜線での記載に修正します。 「スナメリクジラ回遊海面」は国天然記念物に指定されていることから歴史・文化的景観図に記載していますが、自然景観図にも同様に記載します。 竹原西小付近の斜線部分は、自然景観図の「ぶどう畑」が誤って記載されていたため削除します。	図面修正	

	該当箇所	委員意見	対応方針	
6	都市的景観の特性 「竹原市都市的景観図」 (11ページ)	「市街地の景観」として、国道432号線沿いの区画整理地区周辺部分を斜線で表現するのが良いと思います。幹線道路沿いの景観は、点でなく線で表現するのが適切と考えます。	ご指摘を踏まえ、区画整理区域（新開地区）を市街地景観として追加します。また、幹線道路沿いの景観については、竹原駅前商店街と同様に線的に示すこととします。	図面修正
		赤煉瓦製造関連遺構は、煉瓦工場などが絵面に描かれています。煉瓦工場とその周辺の立地も含めて「赤煉瓦製造関連遺構景観」と考えることが妥当だと思います。	赤煉瓦製造関連遺産については、周辺の煉瓦工場について追加、また、ゴルフ場については、その範囲を面的に示す記載とします。	
7	第3章 景観形成に関する将来像と方針 1) 竹原市が目指す景観づくり (3) 景観計画区域とゾーニング及び(4) ゾーン別の景観形成の方針 (15～25ページ)	市内2箇所のゴルフ場も「産業景観」に含まれているようです。含めるのであれば、点ではなく面で表現するのが良いと思います。	産業景観については、市の関連計画や市民アンケート調査結果での意見等を踏まえ、工場地のうち景観資源となっている沿岸部の地区を記載しています。	現案のまま
		三井や発電所は産業景観に含まれているようですが、産業景観として、賀茂川中流域の工場集中地域、北部の「工業団地」、元家具工場～「水産試験場」周辺、竹原浄化センター～竹原工業は、含まれないのは不思議に感じます。		
7	第3章 景観形成に関する将来像と方針 1) 竹原市が目指す景観づくり (3) 景観計画区域とゾーニング及び(4) ゾーン別の景観形成の方針 (15～25ページ)	市全体をゾーン・軸というカテゴリーに分類するのは理解できなくはないですが、やや強引なグループ分けという感じがあります。「ゾーニング」という表現も気になるところで、個人的には「まちなか系」ぐらいの表現が妥当と感じます。	今回策定する「竹原市景観計画」は、市全域の景観に関するマスタープランとして、まず本章の「1) 竹原市が目指す景観づくり」では、市全域を土地利用や景観資源をもとに現在のゾーンと軸に分類し、分類ごとに目標や方針を示すこととしています。	現案のまま
		14ページにある「それぞれのゾーンは地域の持つ景観特性を一体的な面として捉えた地域として設定した」という記述が理解が難しい部分です。	詳細な地区ごとの目標や方針については、重点地区を指定する際に検討を行い、今回は4地区について「2) 重点地区の景観づくり」として、地区特性を踏まえた目標や方針を示しています。	
		15ページの表に示されている内容を踏まえれば、例えば「まちなかゾーン」とする「竹原駅・竹原駅前商店街」と「新開地区」は、ともに「まちなか系」かもしれませんが、明らかに特性が異なる空間であり、それをひとくくりにした表現にすると、各地区の住民からも、歴史的経緯も異なりますので、異論が出るのではないのでしょうか。	重点地区は、必要に応じて追加を行うこととしており、追加地区ごとに検討を行い、目標や方針を設定します。	
		16ページ以降の文章についても、現在のような構成ではなく、まず「まちなか」系に分類する地区の概要と大まかな方針を示しつつ、「竹原駅・竹原駅前商店街」地区と「新開地区」を分けて、それぞれの中で、「景観特性」（「第2章」で示した景観特性の分析結果と連付けられているのが望ましい）、景観づくりの「目標」、「方針」が示されている、という形にするのが良いと思います。	14ページの「それぞれのゾーンは地域の持つ景観特性を一体的な面として捉えた地域として設定し、～」を「それぞれのゾーンは景観特性に合わせて「まちなかゾーン」「住宅地ゾーン」「田園集落ゾーン」「多島美ゾーン」「山なみゾーン」の5つに分類します」と修正します。	記載修正

	該当箇所	委員意見	対応方針	
8	(3) 景観計画区域とゾーニング (15ページ)	竹原市全域であるが、用途地域の定められていない地域に新たな開発などがあった場合、規模によっては確認申請と届出により景観に関する審査を受けることになる。開発と保全と、どのように折り合いがつけられるのか、竹原の姿勢を知っておきたい。	用途地域の定められていない地域は、都市計画法上、建築や開発行為への規制がないため本行為を禁止することは難しいと考えますが、景観法の届出により事業の内容が把握でき、その行為が市の重要な景観資源を著しく損なう場合は、協議や改善の取組を行う必要があると考えています。建築及び開発行為は、本課が事務をもっており、景観との連携は一定程度行えると考えています。	—
9	2) 重点地区の景観づくり 1 竹原駅前周辺地区 (30ページ)	竹原駅から駅前商店街を通過して町並み保存地区へつながるルート途中の本川通りを、通ってもらう活用法を考えると良いと思います。本川通りは昭和の風景が随所に残っていると思うので、整備すればとても良い道になるのではないのでしょうか。	本川通りは「竹原駅前周辺地区」として重点地区に位置づけ、魅力を感じる駅前ストリートづくりを目指しています。具体的な取組を進めるため、今年度「竹原駅前エリアウォークブルビジョン」を作成し、あいふる通りから本川通りの良好な空間創出に向けて社会実験を実施しながら進めていくこととしています。	—
		景観づくりの方針に示す「連続性のある景観」について、ブランク箇所（空き店舗）を把握することも大事ですが、今後の店舗更新に向けて階高や庇高さの基準を設けるなどの工夫も必要では？	階高や庇高の具体的な基準値を設定すると新築や建替時に住民等へ大きな負担が生じる可能性があることから、景観形成基準として「階高やひさしの高さは周囲のまちなみに合わせ景観の連続性の維持を図る」とします。	第4章に記載
10	2 竹原シンボルロード (31ページ)	竹原らしいシンボルロードとほどのようなものか、将来像を共有できるようなイメージなどを示せないだろうか？	地区の特徴である「街路樹の竹並木と歩道の黒煉瓦が織りなす沿道景観」を「たけはらしいシンボルロード」と考えています。	—
11	第5章 景観重要建造物等 1) 景観資源の保全、活用に向けた基本的な考え方 (仮5-1ページ)	ここは、市民全員で守っていこうというコンセンサスを得なければならぬ部分ですが、説明が不十分であるように思います。景観重要建造物等が、景観形成を進めるために「なぜ」大切なのかを、わかりやすく説明する必要があるのではないのでしょうか。またページ内の図は、理解が難しく再考していただきたいです。	景観重要建造物等の指定の必要性について記載を追加します。また、ページ内の図についても市民、行政、景観審議会等の関りが分かるよう修正します。	記載修正
12	第6章 景観まちづくりの推進 (仮6-1ページ)	今後の課題という位置づけでも構いませんが、他市などでは既に運用されている「景観アドバイザー制度」の樹立と活用について言及しても良いのではないのでしょうか。景観形成基準に対する届出案件の適格性判断や公共・民間による具体的事業および工事实施に伴う景観への影響と景観配慮の仕方、工夫点、また新規に実施する積極的な景観整備事業の詳細なデザイン等については、計画にある文言だけでは対応の難しい面が多く、個別に専門家からの助言や指導を求められる体制づくりが必要だと思います。	第6章の景観まちづくりの推進で「景観まちづくりのルール・体制づくり」として、良好な景観形成の実現にむけた協議を行う「景観審議会」（景観計画策定委員会を移行）の設置と、専門家からの技術的な指導・助言をいただくための「景観アドバイザー制度」の導入の検討を示しています。今後、本設置に向けて委員の皆様との協力のもと進めて行ければと考えています。	第6章に記載